

要介護認定調査業務委託 受託事業者の募集について

介護保険の認定申請件数の増加に伴い、要介護認定に必要な要介護認定調査業務を実施する事業者を以下のとおり募集します。認定調査を依頼するにあたり、事前に那覇市との業務委託契約が必要となります。

□募集の対象となる事業者

指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設

□募集の要件

介護保険法施行規則第 40 条第 5 項の要件を満たし、都道府県等が実施する認定調査員研修を修了した介護支援専門員資格保有者が所属していること。

□調査員の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 介護支援専門員資格(有効期間満了前)を有し、その業務について厚生労働省の定める基準に違反したことがないこと。
- (2) 都道府県等が実施する認定調査員研修を修了し、認定調査員として一定の経験があること。
- (3) 調査実施に必要な交通手段及び通信手段を確保できること。

□業務委託内容

認定調査の実施及び調査票等の作成及び提出

□調査委託料

1 件につき 4,000 円(消費税別途)

※本委託業務実施に必要な諸経費はすべて受託者負担であり、委託料以外の支払いはありません。

□応募方法

下記担当部署までお問い合わせください。契約方法等の詳細につきましては、お問合せいただいた際にお伝えいたします。

■問い合わせ先

那覇市 チャーがんじゅう課 認定グループ

電話:098-861-1274